第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１６３８号
福岡県筑紫野市吉木2456―４、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目８番14号　アーバンハイムＤ201号
債務者　中野　圭一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目13番地の11　志波マンション204
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　裕己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
山梨県甲府市下石田２丁目18番３―48号
債務者　宮城　弘幸
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８９５号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１―31　サムティ灘駅前302、住民票上の住所福井県敦賀市松栄町15番１号
債務者　小牧　由章
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティハイツ301、前住所兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ303
債務者　北尾　正臣（旧姓小作）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１　ベルメゾン松前503号
債務者　浮田　　聖
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１　ベルメゾン松前503号
債務者　浮田　　泰
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１　ベルメゾン松前503号
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８４号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上18番地４
債務者　進藤　幸夫
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９号
秋田市桜台３丁目３番５号
債務者　ラーメンタンポポこと　三洲　龍之
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　勝美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２６５号
横浜市磯子区栗木１丁目27番16号　サンウィング306号
債務者　彦坂美那子（旧姓室橋）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９１９号
大阪市住之江区粉浜１丁目18番５号　フジパレス粉浜　203
債務者　伊沢　孝文
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　浩貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４６号
大阪府高槻市上本町11番25―305号
債務者　新田　幸恵
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大内　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０７号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ41―106号
債務者　浦田さつき
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2828番地　県営住宅倉坂団地２棟204号室、前住所北九州市八幡西区浅川日の峯３丁目２番20号
債務者　赤星　　愛（旧姓弟子丸）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福岡地方裁判所直方支部